

富士屋ホテルのランチと

箱根宮ノ下*商店会さんぽツアー

富士屋ホテルを抱く宮ノ下温泉を、地元商店会のガイドが案内。ガイドブックに載っていない穴場や個性ある個店を巡るツアーです。富士屋ホテルでは人気のランチコースを楽しみ館内見学も行います。



まちのお店訪問



セピア通り



まちかどで歴史を学ぶ

宮ノ下さんぽ



富士屋ホテル外観



富士屋ホテルメインダイニング
「ザ・フジヤ」



ランチコース・イメージ

富士屋ホテル

実施日 第1回 2015年11月12日 (木)
第2回 2015年11月18日 (水)

※写真はすべてイメージです。

両日とも日帰り旅行

旅行代金 おひとり様 5,000円
募集人数 各回30名程度 (抽選) 最少催行人員15名
申込締切日 2015年10月20日 (火)
食事条件 昼食1回 (洋食コースランチ)
添乗員 全行程同行します。

かながわ
商店街
観光ツアー

メール・お電話・FAXにてお申し込みください (申込必要事項: 代表者名、人数、住所、電話番号)
抽選結果は当選の発送をもって発表にかえさせていただきます

コースコード: K803200-AA

<行程> 富士屋ホテルのランチと 箱根宮ノ下*商店会さんぽツアー

ツアー参加者に
商店会からプレゼントが
あるかも? 当日のお楽しみ

10:30	箱根登山鉄道の宮ノ下駅に集合。宮ノ下観光案内所へ（コースの説明を行います）
10:40	歴史街あるき（宮ノ下の街のレクチャー、建物の外観などを紹介）
11:30	富士屋ホテルでご昼食（メインダイニング「ザ・フジヤ」にて洋食コースランチ）
13:00	ホテル内館内ツアー（約30分）と、お買い物等自由散策 [ホテル滞在は13:40まで]
13:40	セピア通りと商店を巡るまちあるき セピア通り→石風呂通り→楽天地（休憩）→チャップリンの散歩道等を通してセピア通りに戻る 商店会の老舗店を見学
15:30頃	宮ノ下商店会内で解散

※天候等やむを得ない理由により、上記スケジュールが変更になる場合があります。

当日は、徒歩での移動が多いので、歩きやすい服装と靴でご参加ください。

お申し込みのご案内

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行の部）によります。

この旅行は(株)小田急トラベル(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、確定書面(クーポン類又は最終日程表)及び当社「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立

- ① 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定の事項を記入し、下記お申込金を添えてお申し込みください。お申込金は旅行代金、取消料または、違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- ② 当社は電話、郵便、FAXその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の旨を通知した後、予約の申し込みの翌日から起算して3日目に当たる日までに申込書と申込金を提出していただきます。なお、当該期間内に申込金の提出がないときは、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

①お申込金(6ひとり様)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円以上	15万円未満	30,000円以上
6万円未満	12,000円以上	15万円以上	代金の20%以上
10万円未満	20,000円以上		

2. お申し込みの条件

- ① 高齢者・身体に障害をお持ちの方、現在健康を害している方、妊娠中の方、その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲においてこれに応じさせていただきます。尚、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様の為に譲じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- ② 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行の締結に同意しないことがあります。
 - 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

3. 確定書面(最終日程表)の交付

当社は、旅行日程、主要な運送、宿泊機関の名称が記載された確定書面を旅行開始日の前日までに交付いたします。ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始当日に交付する場合があります。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

5. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、施設利用または宿泊費(お客様が旅館・ホテル内において酒類・料理・その他サービス等を追加された場合)、食事代および消費税等諸税。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 6. 旅行代金に含まれないもの
前項の他は旅行代金に含まれていません。その一部を例示します。
 - 規定を超えた分の手荷物料金。
 - グルメ代、電報、電話料、追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料等。
 - 旅館・ホテル内において酒類・料理・その他サービスを追加された場合における、宿泊料金に關する諸税。
 - 傷病・疾病に関する治療費及びそれに伴う諸費用。
 - ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費。

7. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・利用施設・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定された場合旅行代金を変更することがあります。旅行代金の増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にその旨を通知いたします。

8. お客様による旅行契約の解除

- ① お客様はいつでも下記に定める取消料(おひとり様につき)をお支払いいただく、旅行契約を解除することができます。尚、旅行契約の解除期日は、当社または販売店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準とします。
- ② お客様のご都合による出発日の変更、コース、宿泊ホテル等の変更についてもお取り消しとみなし下記取消料の対象となります。
- ③ 複数人数でご参加のお客様で、その一部の方がお取り消しの場合は、ご参加のお客様からご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。但し、次の場合には、取消料をいただきません。
 - 当初の旅行内容に重要な変更があった時、及び旅行代金が増額された時。

①取消料の適用

取消日	取消料率
前日	20%
前日 2日前	20%
前日 3日前	20%
前日 4日前	20%
前日 5日前	20%
前日 6日前	20%
前日 7日前	20%
前日 8日前	20%
前日 9日前	20%
前日 10日前	20%
前日 11日前	20%
前日 12日前	20%
前日 13日前	20%
前日 14日前	20%
前日 15日前	20%
前日 16日前	20%
前日 17日前	20%
前日 18日前	20%
前日 19日前	20%
前日 20日前	20%
前日 21日前	20%
前日 22日前	20%
前日 23日前	20%
前日 24日前	20%
前日 25日前	20%
前日 26日前	20%
前日 27日前	20%
前日 28日前	20%
前日 29日前	20%
前日 30日前	20%
前日 31日前	20%
前日 32日前	20%
前日 33日前	20%
前日 34日前	20%
前日 35日前	20%
前日 36日前	20%
前日 37日前	20%
前日 38日前	20%
前日 39日前	20%
前日 40日前	20%
前日 41日前	20%
前日 42日前	20%
前日 43日前	20%
前日 44日前	20%
前日 45日前	20%
前日 46日前	20%
前日 47日前	20%
前日 48日前	20%
前日 49日前	20%
前日 50日前	20%
前日 51日前	20%
前日 52日前	20%
前日 53日前	20%
前日 54日前	20%
前日 55日前	20%
前日 56日前	20%
前日 57日前	20%
前日 58日前	20%
前日 59日前	20%
前日 60日前	20%
前日 61日前	20%
前日 62日前	20%
前日 63日前	20%
前日 64日前	20%
前日 65日前	20%
前日 66日前	20%
前日 67日前	20%
前日 68日前	20%
前日 69日前	20%
前日 70日前	20%
前日 71日前	20%
前日 72日前	20%
前日 73日前	20%
前日 74日前	20%
前日 75日前	20%
前日 76日前	20%
前日 77日前	20%
前日 78日前	20%
前日 79日前	20%
前日 80日前	20%
前日 81日前	20%
前日 82日前	20%
前日 83日前	20%
前日 84日前	20%
前日 85日前	20%
前日 86日前	20%
前日 87日前	20%
前日 88日前	20%
前日 89日前	20%
前日 90日前	20%
前日 91日前	20%
前日 92日前	20%
前日 93日前	20%
前日 94日前	20%
前日 95日前	20%
前日 96日前	20%
前日 97日前	20%
前日 98日前	20%
前日 99日前	20%
前日 100日前	20%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

9. 当社による旅行契約の解除

当社は次の場合において、旅行者に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。お客様の旅行代金不払い、申込条件不適合、病気、旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

10. 最少旅行人員 大人1名様(施設により異なります。中面をご確認ください。)

11. 添乗員等

この旅行には添乗員は同行いたしません。お客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

12. 当社の責任及び免責事項

当社は当社または手配代理行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。但し、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、おひとり様15万円を限度として賠償いたします。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)

13. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容を理解するよう努めていただきます。又、お客様は旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

14. 特別補償

当社は責任の有無に関わらず、お客様が当旅行参加中に、急激且つ偶然な外来の事故又は自然災害、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、所定の補償金及び見舞金を支払います。

15. 旅程保証

当社は次に掲げる旅行契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等)のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。なお、当社はおお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えて、これと同等またはそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- ① 旅行開始日又は旅行終了日の変更
 - ② 入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更
 - ③ 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更
 - ④ 運送機関の種類又は会社名の変更
 - ⑤ 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - ⑥ 宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更
 - ⑦ 上記①~⑥に掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載があった事項の変更
- 当社は旅行者1名に対して「旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を上限とします。又、旅行者1名に対して「旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であったときは、変更補償金は支払いません。」

16. 通信契約を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名を込めて旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)の条件に申込みを受けた場合、通常の旅行条件と以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も異なります。)

- ① 通信契約のお申し込みの際に、会員は「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等をお申し出いただきます。
- ② 通信契約による旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- ③ 通信契約での「カード利用日」は旅行代金等の支払いまたは払戻しをする日をいいます。

17. 個人情報の取扱い

① 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行者は、旅行申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。必要に応じて、必要範囲で当該機関等に提供いたします。このほか、当社及び販売店の旅行商品のご案内にお客様にお届けするために、お客様の個人情報を活用させていただきます。ご同意ください。

② 上記のほか、当社の個人情報の取扱いについては当社ホームページをご参照ください。

18. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。但し、交替に際して発生した実費はお客様にお支払いいただきます。

19. 旅行条件・旅行代金の基準

このパンフレットに記載の旅行条件は2015年7月1日を基準として算出しています。また、旅行代金は2015年7月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。◎当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

●国内旅行傷害保険加入のおすそめ

当社は万一の場合、募集型企画旅行契約に基づき一定額の補償を行います。さらに安心して旅行を楽しんでいただくために、お客様自身で国内旅行保険(傷害、携行品等)に加入されることをお勧めいたします。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店舗での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

企画協力：かながわ商店街観光ツアー委員会

(事務局 公益社団法人商連かながわ)

後援：小田原箱根商工会議所・神奈川新聞社

日本経済新聞社横浜支局・tvk (テレビ神奈川)

【お願い】 今回のツアー中新聞・雑誌・テレビ他メディアの取材が入り、ツアー中の様子を撮影、掲載、放映する可能性があります。肖像権の利用についてはご承認の上でご参加いただけますようお願いいたします。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく右記総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施



〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号 小田急南新宿ビル

観光庁長官登録旅行業 第365号 (社) 日本旅行業協会正会員、旅行業公正取引協議会会員

お問合せ・お申込先 株式会社小田急トラベル 箱根湯本営業所

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本白石下707 箱根湯本駅内

Tel.0460-85-5527 Fax.0460-85-8150

E-mail. yumoto@odakyu-travel.co.jp

営業時間：平日9:00~17:30(無休)

総合旅行業務取扱管理者：相原徹也

※他の小田急トラベル店舗でもお申し込みいただけます。